

令和4年6月6日開会

定例市議会議案

草津市

提出議案

議第38号	専決処分の承認を求めることについて……………	2
議第39号	専決処分の承認を求めることについて……………	8
議第40号	草津市一般会計補正予算(第1号)	
議第41号	草津市一般会計補正予算(第2号)	
議第42号	草津市税条例等の一部を改正する条例案……………	12
議第43号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	17
議第44号	草津市医療費特別助成条例および草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部を改正する条例案……………	19
議第45号	草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案……………	21
議第46号	土地区画整理事業の実施に伴う町および字の区域および名称の変更につき議決を求めることについて……………	24

議第38号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要性があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第1号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 1 号

草津市税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第34条の8第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号および第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

付則第4条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第7条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則

第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 固定資産税に係る法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第7条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅または」を「特定熱損失防止改修等住宅または」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第9条第1項中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

付則第14条の2(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

付則第14条の3(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第14条の4(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第14条の5(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(都市計画税に係る法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第14条の6 都市計画税に係る法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第15条の2中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

付則第28条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付則第29条を次のように改める。

(用途変更宅地等に係る固定資産税および都市計画税の特例)

第29条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定により、同項に規定する各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）および第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 草津市税条例付則第4条の3の2第1項の改正規定 令和5年1月1日
- (2) 草津市税条例付則第29条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の施行の日

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分（第29条の改正規定を除く。）は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分（第29条の改正規定を除く。）は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第39号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

草津市長 橋 川 涉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第2号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 2 号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

付則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第42号

草津市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川 涉

草津市税条例等の一部を改正する条例

(草津市税条例の一部改正)

第1条 草津市税条例(昭和45年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の右に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の10第1項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1

項各号列記以外の部分中「あつて、」の右に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）または」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

付則第13条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

付則第21条の2第3項中「、第37条の8または第37条の9」を「または第37条の8」に改める。

付則第24条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第24条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第24条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

（草津市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 草津市税条例の一部を改正する条例（令和3年草津市条例第14号）の一部を次のよう

に改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の右に「年齢16歳未満の者または」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項および第36条の3の3第1項ならびに付則第2条の5第1項の規定」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中草津市税条例第33条第4項および第6項、第34条の10第1項および第2項、第36条の2第1項ただし書および第2項ならびに第53条の7の改正規定ならびに同条例付則第13条の3第2項、第24条の2第4項ならびに第24条の3第4項および第6項の改正規定ならびに第2条（草津市税条例の一部を改正する条例（令和3年草津市条例第14号）付則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定ならびに付則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中草津市税条例第18条の4第1項の改正規定および次条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項および次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の草津市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項および同条第2項に規定する申

告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の草津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第43号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川 渉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第14項第40号中「法第85条第5項」を「法第85条第6項」に改め、同項第40号の2中「法第85条第6項」を「法第85条第7項」に改め、同項第51号の3中「法第87条の3第5項」を「法第87条の3第6項」に改め、同項第51号の4中「法第87条の3第6項」を「法第87条の3第7項」に改める。

別表第41項第1号中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号ア(ア)および(イ)中「建築しようとする住宅」を「認定を受けようとする住宅」に、「増築または改築」を「新築以外」に改め、同項第2号中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、「法第5条第6項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロ」を「法第5条第8項第4号イもしくはロ、第5号イもしくはロまたは第6号イもしくはロ」に、「増築または改築」を「新築以外」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第44号

草津市医療費特別助成条例および草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川 涉

草津市医療費特別助成条例および草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部を改正する条例

(草津市医療費特別助成条例の一部改正)

第1条 草津市医療費特別助成条例(昭和53年草津市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から75歳に達する日までの間にある者

第3条第2項第3号ア中「第74条第1項第2号」の右に「に掲げる場合に該当するものとして同項」を加え、同号イ中「第67条第1項」を「第67条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして同項」に改める。

(草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部改正)

第2条 草津市老人福祉医療費特別助成条例(昭和57年草津市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から75歳に達する日までの間にある者

第3条第1項各号列記以外の部分中「(以下「被保険者等負担額」という。)」を削り、同項第1号中「第74条第1項第2号」の右に「に掲げる場合に該当するものとして同項」を加え、同項第2号中「第67条第1項」を「第67条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして同項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議第45号

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年草津市条例第21号）
 の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

北山田五条・山田地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖 南都市計画北山田五条・山田地区計画において地区整備計画 が定められている区域
----------------------	---

別表第2中「下物町地区整備計画区域」を「1 下物町地区整備計画区域」に改め、同表に次のように加える。

2 北山田五条・山田地区整備計画区域

制限の項目	制限の内容	
	生活拠点地区	戸建住宅地区
建築物の用途の制限	<p>1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、住宅で第2号に掲げる医療施設、商業施設および福祉施設の用途のみを兼ねるもの（その居住の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1以下のものに限る。）であり、かつ、市長が当該区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設としてやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物</p> <p>(2) 地域再生法第17条の17第3項第2号に規定する集落福利等施設のうち公共施設、医療施設、商業施設および福祉施設以外の建築物</p> <p>2 前項ただし書において、市長は、あらかじめ、草津市都市計画審議会条例に規定する草津市都市計画審議会に諮問しなければならない。</p>	<p>法別表第2（は）項に掲げる建築物は、建築することができる。ただし、長屋、共同住宅、寄宿舍および下宿は除く。また、店舗については都市計画法第34条第1号に該当するものに限る。</p>
建築物の容積率の最高限度	10分の20	10分の10
建築物の建蔽率の最高限度	10分の6	10分の6
建築物の敷	500平方メートル	200平方メートル

地面積の最低限度	ただし、法別表第2（い）項第9号および（は）項第7号に掲げる建築物については、200平方メートル	
壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。
建築物の高さの最高限度	13メートル	13メートル

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（草津市手数料条例の一部改正）

- 2 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第14項に次の1号を加える。

- (58) 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第2第2項の建築物の用途の制限の項生活拠点地区の欄ただし書の規定に基づく建築物の許可の申請に対する審査

建築物の用途の制限の許可申請手数料 1件につき160,000円

議第46号

土地区画整理事業の実施に伴う町および字の区域および名称の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川 渉

土地区画整理事業の実施に伴う町および字の区域および名称の変更につき議決を求めることについて

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業）の実施に伴い、本市区域内の町および字の区域および名称を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記
変 更 調 書

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
矢橋町	奥ノ沢	311の4から311の6まで、312、312の2、314の1から314の8まで、315の2、315の3	南草津プリムタウン一丁目
南笠町	大 挟	744の一部	
	北 野	784の1、784の2の一部、785の1、785の2、786の1から786の4まで、786の6、786の7、786の10、786の11、789の3、789の4の一部、790の4の一部	
野路町	南田山	579の13、579の17、579の18、579の31、579の32	
	澤	793の9、793の10、793の12、793の13、793の18	
	惣 水	1212の4の一部、1213の2、1214の10、1220の2の一部、1220の3、1221の3の一部、1231の2の一部、1231の3の一部、1232の1、1232の2の一部、1232の4	
	榊 差	1239、1239の1から1239の7まで、1240の3の一部、1240の5、1241の1から1241の6まで、1242の1、1242の2、1246の1、1246の4、1247の2、1253の1から1253の4まで、1254の1から1254の3まで、1255の1から1255の15まで、1256の1、1256の2の一部、1256の3、1256の4、1257の1、1257の2の一部、1257の3から	

		1257の8まで、1258の2の一部、1259の1、1259の2の一部、1259の5から1259の7まで、1260の2の一部、1261の1から1261の5まで、1262の1から1262の8まで、1263の1から1263の5まで、1264の1から1264の7まで、1265の1から1265の4まで、1266、1266の1から1266の7まで、1267の1から1267の4まで、1268、1269の1から1269の4まで、1270の1から1270の9まで、1271の1から1271の5まで、1272の1から1272の5まで、1273の1から1273の4まで、1274の1、1274の2の一部、1274の3から1274の7まで、1275の2の一部、1275の3、1276の2の一部、1283の2の一部、1284の2の一部、1284の3、1285の1、1285の2の一部、1285の3、1286の2の一部、1286の3、1286の6、1287、1287の1から1287の3まで、1288、1289の1、1289の2、1290の1、1290の2の一部、1290の3から1290の7まで、1291の1、1291の2の一部、1292の1から1292の7まで、1293の1、1293の2の一部、129の2の一部、1297の3、1301の2の一部	
南笠町	木ノ下	649の1から649の3までの各一部、650の一部	南草津プリムタウン 二丁目
	大 日	654の一部	
	黒 土	731の1から731の7までの各一部	
	大 挾	732の1、732の2、733の1から733の5まで、734、735、736の1から736の3まで、737の1から737の6まで、738、739の1から739の8まで、740の1から740の6まで、741の1、741の2、742の1から742の5まで、743の1、743の3から743の8まで、744の一部、745の1から745の6まで	
	中 堂	746の1、746の2、747の1から747の3まで、748の1から74	

		8の3まで、749、750、751の1から751の3まで、752、753の1、753の2、754の1から754の5まで、755、756、757の1から757の11まで、757の12の一部、757の13、760の1から760の3まで、761の1から761の4まで、762、763の1、763の5から763の8まで、763の9の一部、763の10の一部、764の1から764の7まで、764の8の一部、766の3、767の1の一部、767の2から767の4まで、768の1から768の5まで、770の1から770の6まで、771の1、771の4、774の1の一部、774の4から774の6まで、774の7の一部、774の8の一部、774の9から774の11まで、775
	北野	776の1から776の3まで、777の1から777の3まで、778の2から778の5まで、779の1から779の5まで、780の2、782の4から782の6まで、783、783の1から783の14まで、784の2の一部、784の3、789の4の一部、790の4の一部
	風呂海道	918の3、918の4、919の1、919の3から919の6まで、920
野路町	榊差	1256の2の一部、1257の2の一部、1258の1、1258の2の一部、1258の3から1258の6まで、1259の2の一部、1259の3、1259の4、1259の8、1260の1、1260の2の一部、1260の3から1260の7まで、1274の2の一部、1275の1、1275の2の一部、1275の4、1275の5、1276の1、1276の2の一部、1276の3、1277の1から1277の4まで、1278の1から1278の4まで、1279、1280の1、1280の2、1281の1から1281の6まで、1282の1から1282の5まで、1283の1、1283の2の一部、1283の3、1284の1、1284の2の一部、1284の4、1284の5、1285の2の一部、1286の2の一部、

		1286の4の一部、1286の5、1302の1の一部、1302の3から1302の6までの各一部、1303の1から1303の3までの各一部	
南笠町	黒土	683の1の一部、685の1の一部、686、686の1の一部、686の3の一部、686の5の一部、687の1から687の3までの各一部、688の1の一部、688の2、688の3の一部、690の1の一部、699の2の一部、700、701、702の1、702の2、702の3の一部、703の2の一部、704の3の一部、704の4、714の一部、714の1、715の一部、716の一部、717、718の1の一部、718の2、718の3	南草津プリムタウン 三丁目
野路町	廣野	1199の2、1199の11、1199の13、1201の1、1201の4、1202の1、1202の5、1202の8から1202の13まで、1203の1、1203の3、1203の5から1203の11まで、1314の1から1314の8まで、1315の1から1315の4まで、1316、1317の1から1317の7まで、1318の1から1318の3まで、1319の1から1319の3まで、1320の1から1320の3まで、1321の1から1321の3まで、1322の1、1322の2、1323の1から1323の3まで、1324、1325の1から1325の5まで、1326、1327の1から1327の3まで、1328の1から1328の3まで、1329の1から1329の4まで、1330の1から1330の4まで、1331の1から1331の3まで、1332の1の一部、1332の4から1332の6までの各一部、1332の7から1332の9まで、1334、1334の12、1334の9から1334の11まで	
	惣水	1204の1、1204の3から1204の6まで、1205、1205の1、1205の3、1205の6、1205の7、1205の8、1206の1から1206の9まで、1207、1207の4、1207の6、1207の12から1207の16まで、1208の3、	

		1208の6、1209の1、1209の3、1212の4の一部、1220の2の一部、1221の1、1221の2、1221の3の一部、1221の4、1221の7、1222の1、1222の2、1224、1225の1から1225の3まで、1226の1から1226の10まで、1227の1から1227の7まで、1228の1から1228の7まで、1229、1230の1から1230の5まで、1231、1231の2の一部、1231の3の一部、1231の6、1232の2の一部、1232の3	
	榊 差	1286の1、1286の2の一部、1286の4の一部、1290の2の一部、1291の2の一部、1291の3、1293の2の一部、1294の1、1294の2、1295、1296の1から1296の3まで、1297の1、1297の2の一部、1297の4、1297の5、1298、1299の1から1299の5まで、1300、1300の1から1300の4まで、1301の1、1301の2の一部、1301の3、1302、1302の1の一部、1302の2、1303の1から1303の3までの各一部、1304の1、1304の2、1305の一部、1306の1、1306の2の一部、1307の一部、1309の1から1309の3まで、1310の1から1310の4まで、1311、1312、1313の1から1313の5まで	
南笠町	平野	578、578の5	南草津プリムタウン 四丁目
	領木	603の1、603の5、604の1、604の2の一部、604の3の一部、604の4、605の1、605の2、606の1から606の3まで、607の1、607の2、608の1、608の4、608の6、608の7、609の1から609の4まで	
	木ノ下	611、612の1から612の4まで、613の1から613の4まで、614から616まで、617の1から617の5まで、618の1、618の2、619の1から619の3まで、620、621の1から621の5まで、622、	

	623、624の1から624の4まで、625、626の1から626の4まで、627の1、627の2、628、637の1から637の10まで、638の1、638の2、649の1から649の3までの各一部、649の4から649の6まで、650の一部
大 日	651の1、651の2、652の1から652の3までの各一部、654の一部、658、658の1から658の4まで、659、660の1、660の2、661、662、663の1、663の2、664の1から664の4まで、665から667まで、668の1から668の8まで、669の1から669の6まで、670の1から670の5まで、671の1、671の5、671の8から671の10まで、672、673の1
黒 土	674の1、675の1、675の3、677の1、677の5、678の1、679の1から679の5まで、680の1、680の2、681の1、683の1の一部、683の2、684の1、685の1の一部、686の1の一部、686の2、686の3の一部、686の4、686の5の一部、687の1から687の3までの各一部、688の1の一部、688の3の一部、689、690の1の一部、691、692、692の1、693、694の1から694の7まで、695から697まで、698の1から698の5まで、699の1、699の2の一部、702の3の一部、702の4、702の5、703の1、703の2の一部、704の1、704の2、704の3の一部、705の1から705の3まで、706の1から706の7まで、707、708、709の1から709の4まで、710、711の1から711の5まで、712の1から712の3まで、713の1から713の6まで、714の一部、714の2から714の5まで、715の一部、716の一部、718の1の一部、719、720の1、720の2、721、722、723の1から723の3まで、724の1から724の6まで、725の

		1から725の3まで、726、727、728の1から728の6まで、729の1から729の5まで、730の1から730の4まで、731の1から731の7までの各一部
	笠 堂	1217の1の一部
野路町	廣 野	1332の1の一部、1332の4から1332の6までの各一部
	榊 差	1302の3から1302の6までの各一部、1303の2の一部、1303の3の一部、1303の4、1303の5、1305の一部、1306の2の一部、1306の3、1306の4、1307の一部、1308の1から1308の9まで
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。		

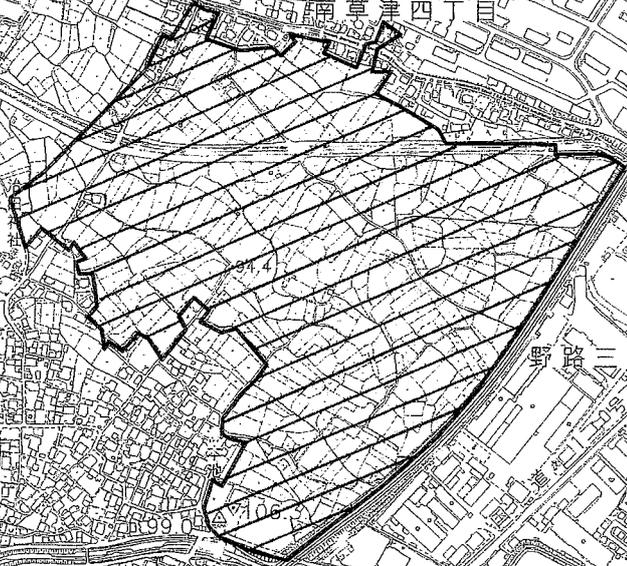
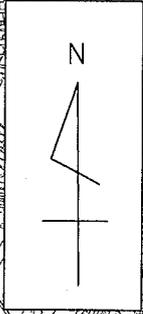
備考 上記の土地の表示は、令和4年4月1日現在の土地登記簿によるものである。

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
南笠町	領 木	604の2の一部、604の3の一部	南笠町	笠 堂
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。				

備考 上記の土地の表示は、令和4年4月1日現在の土地登記簿によるものである。

大津湖南都市計画事業 南草津プリムタウン土地区画整理事業

位置図



南草津プリムタウン土地区画整理事業施行区域

縮尺 1/10,000

大津湖南都市計画事業南草津プリムタウン
土地区画整理事業に伴う町および字の区域
および名称の変更図



凡	例
	施行地区界
	旧町界
	野路町 旧町名
	旧字界
	字榊差 旧字名
	新町界
	南草津 プリムタウン丁目 新町名
	変更区域

